

徳島県教育委員会規則第七号

徳島県教育委員会職員服務規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会職員服務規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会職員服務規則等の一部を改正する規則（令和五年徳島県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。